

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年7月7日

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 茅ヶ崎市監査委員 | 森  | 誠一 |
| 同        | 成田 | 博隆 |
| 同        | 伊藤 | 素明 |

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類  
財務監査（定期監査）
- 2 監査等の対象  
文化スポーツ部
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の日程  
令和5年6月30日（金）
- 6 監査等の結果  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

多様性社会推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。